

○ 総評的コメント、注目した個所、そして質保証への提言

早田 幸政

中央大学 理工学部 教授

(公財)大学基準協会 大学評価研究所 一般研究員

<総評的コメント>

『大学設置審査評価法令集 [2020年10月版]』は、旧文部省、現在の文部科学省が監修等を行ない、これまで連綿として(公財)文教協会が刊行してきた『大学設置審査要覧』を継承し、装いを新たに、大学・学部等の設置審査とその後事後審査・評価などに係る法的、規範的な枠組みを体系的かつ綿密に整理し、これを世に問うたものである。

同書は、国・公・私を設置形態や大学・短期大学・高等専門学校といった高等教育機関の特性に配慮し、利用者にとって分かりやすかつ実践的に活用しやすい整理がなされている。大学の教学・法人の業務運営に関わっている部署に所属する人々にとって、日常的に参考に供すべき法令情報が満載され、しかも理解し易い形でそれらが記載されているという意味において、同書は、ぜひ手許に架設しておくべき必須的な法令集であることをあらためて確認したい。

<注目した具体的な個所>

同書は、高等教育に関する基本となる法律・政令及びその趣旨・内容を具体化した府・省令、そして運用指針となる告示を過不足なく網羅している。また、それら法令の解釈指針でもある施行通知などが満載されていることから、高等教育の運営に従事するに当たり、まずはこれに目を通してスムーズな業務遂行に反映させることを可能とするなど、現場の実務担当者にとってその利用価値には計り知れないものがある。

また、同書は、設置認可手続に加え、上記の如く、事後審査・評価に係るものも幅広く含まれている。そこには、学校教育法に依拠する「認証評価」を掌る評価機関の個別評価基準や大学質保証に係る昨今の政策フレームを記した文書も豊富に掲載されるなど、同書は、大学の事後的な質保証に対応しており、利用者の立場から大いに評価したいところである。

<今後の改訂への具体的な提言>

今後の設置・審査・評価基準等の改訂において、予想される設置基準の大幅改正に対応させることはもとより、これに加え、高等教育実務の現場で認証評価に関わる更なる情報が求められている現状を考慮し、認証評価基準を補う各認証評価機関の補足文書の搭載も今後検討していくことが大切である。

併せて、教学運営や法人運営に必要な情報として、中教審が公表した「教学マネジメント指針」並びに各種大学団体等が競って公にしている「ガバナンス・コード」の掲載について、考慮していくことも重要であろう。

このほか、教員養成教育の養成・採用・研修の一体的改革の具体化に向け、同教育の質保証に関わる教職課程関係法令の改正も予定されており、大学の教学運営を担う部署でこの領域での情報提供が必要とされていることを踏まえ、教員養成教育関連の法令等の掲載も今後検討していくべきものと考えます。
(2020.12.11)